

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想

令和 5年 12月

上 田 市

## 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想目次

<b>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</b>	・・・P1
1 今後の農業の基本的な方向	
2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保	
3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保	
4 地域農業のあり方	
<b>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標</b>	・・・P3
1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	
2 農業経営の指標	
<b>第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標</b>	・・・P7
1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	
2 農業経営の指標（新規就農）	
<b>第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項</b>	・・・P9
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	
2 就農等希望者の受入から定着までのサポート及び体制の考え方	
3 市が主体的に行う取組	
4 関係機関との連携及び役割分担	
<b>第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</b>	・・・P11
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
2 農用地の利用関係の改善に関する事項	
3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
<b>第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</b>	・・・P13
1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	
4 利用権設定等促進事業に関する事項	
5 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項	
6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	
<b>第6 その他</b>	・・・P24
別紙1（第5の4（1）⑥関係）	・・・P25
別紙2（第5の4（2）関係）	・・・P26

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 今後の農業の基本的な方向

#### (1) 上田市の現状

上田市（以下「本市」という。）は、長野県東部に位置し、北は上信越高原国立公園の菅平高原、南は八ヶ岳中信高原国定公園に指定されている美ヶ原高原などの2,000m級の山々に囲まれたみどり豊かな田園都市です。市の中心部には東西に清流千曲川が流れ、これに依田川、神川、浦野川等が合流し、河川沿いの盆地や丘陵地に市街地及び集落が形成されており、東西約31km、南北約37km、面積552km<sup>2</sup>の都市です。

本市の農業は、少雨多照な気象条件を活かし、比較的標高の低い平坦地では、水稲、果樹、花きなどが、準高冷地では野菜や花き、高冷地では高原野菜を主力とした生産が行われています。

本市の農業構造は、経営規模が小さい農家が多く、自給的農家の割合は長野県の平均を上回っています（上田市67.8%、長野県54.9%）。また、基幹的農業従事者に占める高齢者（60歳以上）の割合も高めです（上田市85.1%、長野県82.2%）。農業の担い手の高齢化や兼業化等が進むとともに、集約化が進んでいない状況です。このため、農業の生産基盤である農地は放棄され、各地域で遊休荒廃地、あるいは宅地化（スプロール化）していく傾向が加速度を増しています。

これらを解決するためには、早急に認定農業者の育成や集落営農の確立など地域農業の多様な担い手の育成と、「地域計画」の策定の取組みを通じ、これらの経営体が農地中間管理事業の活用等により集落ごとの話し合いに基づいて農地の利用集積、有効利用を目指します。

また、より生産性、収益性の高い農業形態への変換も必要となっています。

#### (2) 今後の推進方針

消費者の食の安全への関心の高まりや、農業者の高齢化、経営所得安定対策等、国の新たな農業政策などにより、地域農業は大きな転換期を迎えています。今後も地域にあった農業形態を農業の基本としつつ、国の指針である「食料・農業・農村基本計画」などに基づき、次の項目を基本方針として、農業振興を進めます。

- ① 消費者の食の安全や健全な食生活への関心の高まりに応えるため、生産者と消費者の距離を近づけるため、安全な農畜産物の提供を推進し、地域の農作物を地元で消費する地産地消を推進します。
- ② 農業の担い手の高齢化や農業者の減少による労働力不足や農地の維持保全のため、地域の話し合いによって進める地域計画の策定の取組み等を通じ、明確化された担い手経営体（中心となる経営体）と地域の農家などが相互の営農を補完し合い、持続的な農業生産を可能とする仕組みづくりを通じ農地利用の効率化を目指します。

- ③ 農業経営基盤強化促進法の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）及び青年就農者の確保・育成と、集落営農の組織化・法人化等により将来的に安定した地域営農システムの確立を図ります。

## 2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保

### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとします。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね450万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,900～2,100時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指します。

### (2) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

上記目標水準を満たす農業経営体の育成のため、以下の施策を展開します。

#### ① 上田市農業支援センターを核に集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確化

農業委員会、上田農業農村支援センター、農業協同組合等と十分な連携の下で濃密な指導を行うため、アンケートや地図を活用し、地域の話合いによって進める「地域計画」の策定の取組みを通じ、中核的経営体や、今後リタイヤ又は経営規模を縮小する農家、維持していく必要のある農地など、人と農地の状況を見える化し、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化を進めるほか、生産性の向上等による経営発展を推進します。

#### ② 多様な担い手の確保

少子高齢化が進む中、全業界の労働力不足が顕在化し、担い手確保が厳しさを増しています。上田市農業支援センターを核に、農業協同組合や担い手を育成する団体等と連携を密にし、若者や女性を含めた新たな担い手の確保を進めると同時に、農業分野と福祉分野で労働力を補完し合う農福連携事業を通じ、多様な担い手の確保・育成を推進します。

## 3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親元から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経済的な負担が非常に大きいと考えられます。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「効率的かつ安定的な農業経営の目標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模を勘案し、主たる従事者1人あたりの年間所得250万円程度、年間労働時間1,900～2,100時間程度を目標とします。

#### (2) 新規就農者数の確保目標

新規就農の状況については、産業界全体での担い手不足の状況を鑑み、年間10人（45歳未満）程度の確保を目標として、農業後継者の経営継承や新規参入者の就農を促進します。

### 4 地域農業のあり方

#### (1) 集落による主体的な営農改善への誘導

本市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを基本として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に推進します。

まず、本市は、農業委員会、上田農業農村支援センター、農業協同組合等と十分な連携の下で濃密な指導を行うため、上田市農業支援センターを設置し、「地域計画」の取組みを通じ、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進しながら、地域での自主的な話し合いが継続できるよう努めます。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導します。

#### (2) 農地の流動化と担い手への集積

「地域計画」の取組みに合わせ、土地所有者の意向確認を進め、農地の出し手と受け手に係る情報の一元管理体制を整え、担い手への効率的な農地集積を推進します。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

### 1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

#### (1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項の改善を進めます。

## (2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図るほか、熟度の高い経営については法人化を推進します。また、企業的な経営感覚の習得と経営手法の導入や、農地の利用集積による経営規模の拡大、生産性の向上、経営の多角化等による経営発展を促進します。特に集落営農組織の育成と法人化を進める場合にあっては、後継者の育成に努めるとともに、総合的な経営発展ができる組織体制を確立します。その上、制度資金の活用、資本装備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、各種の経営安定対策の活用により経営の安全性と安定性の向上を図ります。

## (3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間の実現を目指します。

また、安全で快適な労働環境の整備を進めるほか、労働力補完制度や法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給料制の導入、年金・保険制度の活用及び福利厚生の実施等の就業条件の整備を図ります。

## 2 農業経営の指標

単位：人、千円

NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	水稲+小麦+大豆	21ha	水稲 12.6ha、小麦 8.4ha、大豆 8.4ha	2.0	0.0	4,950	9,910	
2	水稲+小麦+大豆+作業受託	11ha (22ha)	水稲 6.3ha、小麦 4.2ha、大豆 4.2ha、作業受託 22ha	1.0	1.0	5,000	8,000	
3	りんご	220a	(普)ふじ 40・(新)ふじ 40、ゴールド 40、スイート 60、秋映 40	1.0	1.5	5,000	8,040	(普)普通樹 (新)新わい化

4	りんご+もも	200a	(新)ふじ 60、秋映 30、ゴールド ト 50、あかつき 30、川中島 白桃 30	1.0	1.5	5,000	8,170	(新)新わい化
5	りんご+ぶどう	220a	(新)ふじ 80、ゴールド 80、パー プル 20、シャイン 40	1.0	1.5	5,000	8,240	(新)新わい化
6	ぶどう+りんご	210a	パープル 40、シャイン(露地)50、 (加温) 20、(新)シナゴールド 50	1.0	1.5	5,000	8,040	(新)新わい化
7	葉洋菜(レタス基幹)	540a	レタス 300、ハクサイ 150、 キャベツ 40、ブロッコリー 50	1.0	1.5	5,000	8,040	
8	きゅうり	70a	半促成 30、夏秋 40	1.0	1.5	5,000	8,040	
9	いちご(夏秋)	30a	夏秋(高設) 30	2.0	0.5	5,000	8,040	
10	カーネーション	50	カーネーション 50	2.0	1.0	5,000	8,060	
11	カーネーション+トルコギキョウ	70	カーネーション 40、トルコ ギキョウ(抑制) 30	2.0	1.0	5,000	8,020	
12	リンドウ	100a	リンドウ(施設)30、(露 地)70	1.0	2.0	5,000	8,050	
13	えのきたけ	—	えのきたけ 12万本×5.5回転	1.0	1.5	5,000	8,060	
14	ぶなしめじ	—	ぶなしめじ 20万本×3回転	1.0	2.0	5,000	8,030	
15	酪農	—	フリーストール産経牛 80 頭、育成牛 40頭	1.0	2.0	5,000	8,160	
16	肉専用種肥育	—	黒毛和種常時 135頭	1.0	1.0	5,000	8,170	
17	養豚一貫	—	母豚 120頭	1.0	2.0	5,000	8,170	
18	りんご	130a	(新)ふじ 50、リップ 40、シナス イト 40	1.0	0.5	3,500	4,560	中山間等条件 不利地域
19	りんご+ぶどう	130a	パープル(露地)30、(新)シナス イト 50、(新)ふじ 50	1.0	0.5	3,500	5,260	中山間等条件 不利地域

20	アスパラガス複合	750a	水稲 7ha、アスパラガス 50	1.0	1.5	3,500	4,370	中山間等条件 不利地域	
21	リンドウ	50a	リンドウ・施設 10、露地 40	1.0	1.5	3,500	1,530	中山間等条件 不利地域	
22	えのきたけ複合	120a	えのきたけ 4万本×6回転、 アスパラガス(露地)120a	1.0	1.0	1,510	2,100	中山間等条件 不利地域	
23	集落営農(オペレータ型)	50ha	水稲 30ha、小麦 20ha、大豆 20ha、作業受託 50ha	9.0	0.0	5,000	48,440		
24	集落営農(集落ぐるみ 型)(50戸)	20ha	水稲 12ha、小麦 8ha、大豆 8ha	1戸(10a)当たり平均所得:219千円(10a当たり54千円 (地代10千円は費用計上済み、労働・オペレータ等 は費用計上していません))					
生 産 方 式	共 通	土づくり、適正施肥による化学肥料の低減、耕種的防除を取り入れた農薬の 使用回数の低減							
	水 稲	コシヒカリを基軸としながら、長野県オリジナル品種 風さやかななどの生産拡大、中型機械化 作業体系、適正品種の導入、品種構成の適正化、直播栽培、良質米栽培、施肥配分技術、 減農薬、適期収穫							
	水稲(条件不利)	機械化作業体系、作業受託、適正品種の導入、良質米栽培、施肥配分技術、減農薬、 適期収穫							
	麦、大豆、そば	: 中型機械化作業体系、排水対策、耕耘同時畝立て播種の導入、適期播種・適期収穫							
	りんご	: シリアップ等オリジナル品種の生産拡大、品種構成の適正化、新しい化栽培(M.9 ナガノ等の 利用)、適正着果、訪花昆虫利用、性フェロモン利用							
	ぶどう	: シインマスカット、ナガノハール、クインルージュ等長野県オリジナル品種の導入、無核品種・欧州系 品種の拡大、品種構成の適正化							
	もも	: 低樹高栽培、斜立主幹形仕立、団地化の推進							
	葉洋菜	: 耐病性品種の導入、共同育苗、全面マルチ移植栽培、全自動移植機、大型機械化作業体系、 輪作体系							
	トマト	: セル成型接ぎ木苗利用、天敵利用、養液土耕、マルハナバチ利用、選果機、出荷規格の 簡素化、省力品種の導入							
	きゅうり	: セル成型接ぎ木苗利用、養液土耕、選果機、出荷規格の簡素化、省力品種の導入							
いちご	: 養液栽培、無人防除機、天敵利用								

生 産 方 式	カーネーション	: 灌水同時施肥(養液土耕)栽培、無人防除機、選花機、長期切り作型、疎植栽培、ヒートポンプ
	トルコギキョウ	: オリジナル品種の導入、冷房育苗(土耕)栽培、無人防除機、作型分化、共同育苗
	リンドウ	: 施設栽培の導入、オリジナル新品種の導入、品種組み合わせ、乗用型防除機、選花機 耕耘同時畝立て同時施肥マルチ機の導入
	えのきたけ	: 大口径ビン、加工向け・業務向け生産、培養センター利用栽培、作業自動化、1株包装
	ぶなしめじ	: 高生産性培地の利用、加工向け・業務向け生産、作業時間短縮、1株包装、作業自動化
	酪農	: フリーストール方式、通年サイレージ給与、TMR技術、牛群検定・牛群ドック
	肉専用	: パイプハウス畜舎、高能力種雄牛の活用、育種価に基づく優良肥育素牛の選定・導入
	養豚	: 一貫経営、優良系統豚の活用
	アスパラガス	: 半促成長期どり作型、複合作目の導入、防除機の導入
	集落営農	: 大型機械化作業体系

※長野県農業経営指標参照

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

### 1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

#### (1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの新規就農者の状況等の実態を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進めます。

#### (2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図ります。また、栽培技術の向上等による生産性の向上を始め、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進します。

#### (3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間年間総労働時間(1,900~2,100時間)の実現を目指します。また、農業法人等に就業しようとする青年等については、就業時の農業従事日数は年間150日以上を目指し、法人等就業5年以内にその農業法人等の業務の一定部分を担うこととします。

## 2 農業経営の指標（新規就農計画）

単位：人、千円

NO	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力		年間所得		備 考
				基幹	補助	1 人	経営体	
1	野菜（ミニトマト+ズッキーニ）+水稲	360a	ミニトマト 30a、ズッキーニ 10a、水稲 320a	1.0	1.0	2,500	3,600	水稲は、基幹作業の外部委託を活用し、過剰な施設機械を取得しない
2	野菜（アスパラガス）+水稲	70a	アスパラガス(露地)50a、水稲 20a	1.0	1.0	2,500	3,400	
3	花き（りんどう）+水稲	580a	りんどう 50a、水稲 100a	1.0	1.0	2,800	3,100	
4	果樹（りんご専作）	100a	シナリップ 30a、シナスイート 20a、ふじ 50a	1.0	1.0	2,600	2,900	新しい化
5	果樹（ぶどう専作）	60a	無核巨峰 20a、ナガノパール 10a、シャインマスカット 30a、	1.0	1.0	2,500	3,000	
6	果樹複合 （りんご+ぶどう）	60a	シナスイート 10a、ふじ 30a、無核巨峰 10a、ナガノパール 5a、シャインマスカット 5a	1.0	1.0	2,500	2,900	りんごは新しい化
7	果樹複合（りんご+もも+ブルーベリー）	100a	つがる 20a、シナスイート 20a、ふじ 40a、白鳳 10a、ブルーベリー 10a	1.0	1.0	2,500	3,000	りんごは新しい化
8	果樹・野菜複合 （ぶどう+アスパラガス）	75a	無核巨峰 30a、ナガノパール 15a、シャインマスカット 10a、アスパラガス(半促成) 20a	1.0	1.0	2,500	3,200	アスパラは5/中で収穫を切り上げる
9	野菜（夏秋いちご専作）	20a	夏秋いちご(高設) 20a	1.0	1.0	2,600	3,300	
10	野菜複合 （トマト+きゅうり）	55a	トマト(雨よけ)15a、きゅうり(半促成 20a→抑制 20a)	1.0	1.0	2,500	3,500	
11	野菜複合 （パプリカ+アスパラガス）	70a	パプリカ 20a、アスパラガス 50a	1.0	1.0	2,500	3,600	
12	野菜複合（葉野菜）	300a	レタス 180a、はくさい 20a、キャベツ 100a	1.0	1.0	2,500	3,400	
13	野菜複合（トマト+ズッキーニ+ブロッコリー+ほうれんそう）	70a	トマト(雨よけ)20a、ズッキーニ 10a、ジュース用トマト 20a、ホレンソウ(冬作) 20a	1.0	1.0	2,500	3,300	

14	野菜複合（ブロッコリー＋リーフレタス＋ほうれんそう）	190a	ブロッコリー(初夏まき)50a、 リーフレタス 70a、ホレソウ(雨よけ)70a	1.0	1.0	2,500	3,500	ホレソウは 20aハウスを 3.5回転
15	花き（トルコギキョウ＋ストック）	40a	トルコギキョウ(普通)20a、ストック 15a	1.0	1.5	2,500	3,600	
16	繁殖和牛	200a	繁殖和牛 15頭、 ソルガム 100a、牧草 100a	1.0	1.0	2,500	3,600	

新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向	<p>新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努めます。</p> <p>1 施設・機械投資の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保します。</li> <li>やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減します。</li> <li>施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図ります。</li> <li>新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努めます。</li> <li>新規に畜産を志向する場合は、経営撤退者からの施設・機械・家畜を含めた譲り受けが望ましいです。</li> <li>中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努めます。</li> <li>融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮します。</li> </ul> <p>2 経営管理及び生産方式</p> <p>経営管理及び生産方式は、第2の2に準じますが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導します。</p>
-------------------------	---

※長野県農業経営指標参照

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組みます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、上田農業農村支援センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組みます。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これら青年等に対す

る就農情報の提供、農地・農業機械の取得等に向けた支援体制の整備、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行います。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備します。

加えて、本市の将来の農業を担う幅広い人材の確保に向け、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者等、農業生産に関わる多様な人材が、農業に就業するとともに地域に密着し活躍できるよう、これらの者に対して、必要な情報の提供、受入体制の整備、研修会・交流会の実施等の支援を行います。

## 2 就農等希望者の受入から定着までのサポート及び体制の考え方

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、関係機関と連携して、就農希望者に対する情報提供、住居の紹介や移住相談対応等の生活の立ち上げ支援、農業技術・農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施、必要となる農業用機械や農用地等の取得のサポートを行うとともに、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを一貫して行います。

これらのサポートを一元的に実施できるよう、本市が主体となり、上田農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合等の関係団体で構成する上田市農業支援センターにおいて、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築します。

また、新規就農者等が地域内で孤立することがないように、協議の場や地域計画の修正等を通じて、地域農業を担う者として当該者を育成する体制を強化します。

新たに農業経営を始めようとする青年等については、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展に導くとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導することとします。

## 3 市が主体的に行う取組

本市は、上田市農業支援センター、上田農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合等と連携し、青年等の円滑な就農の促進及び就農後のきめ細かな支援施策等を行います。

また、新規就農者の確保に向けて、就農相談会、セミナー等を積極的に開催し、市内外の潜在的な就農希望者の誘致を図ります。

#### 4 関係機関との連携及び役割分担

就農に向けた情報提供や、農業体験、技術等の習得については、(有)信州うえだファーム、就農後の営農指導等のフォローアップについては、上田農業農村支援センター、農業協同組合、農地の確保については、農業委員会等各組織が役割を分担しながら各種取組を進めます。

### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

##### (1) 効率的経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
60%	

注) 1 効率的経営体が地域の農用地の利用に占める面積には、基幹的農作業（水稲については耕起・代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含みます。

2 目標年次は令和10年とします。

##### (2) 農用地の面的にまとまった形での利用集積についての目標

効率的経営体の生産性の向上、経営の効率化や規模拡大を図るためには、面的にまとまった形での農用地の利用を確保することが重要です。

このため、関係機関の連携と役割分担による農用地の利用調整機能の充実・強化を図り、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業による農用地の面的集積の促進に努めるものとします。

#### 2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の集積にあたっては、「地域計画」の取組みにより地域の特性に応じた将来方針を明確化し、農地中間管理事業の積極的な活用等により推進を図るものとします。

##### (1) 都市近郊地帯

この地帯は、混住化等都市化の影響が著しい地帯であり、経営規模が小さく自給的農家率が高くなっています。

今後は、計画的な土地利用調整を進め、集団的な優良農地の確保に努めるとともに、消費地に近いという特性を生かした個別経営体による果樹・野菜・花き等の振興、農作業受託体制の整備による農用地の利用集積の促進を図ります。

## (2) 水田地帯

この地帯は、兼業化が進んでいるものの、経営規模が比較的大きく、農用地の流動化や農作業受委託は県下で最も進んでいる地帯です。

今後は、家族経営体・組織経営体による土地利用型の大規模複合経営の育成による収益性の高い水田農業経営の確立を図ることとし、地域の実情に応じて麦・大豆・飼料作物の生産や園芸作物の作付けを促進するとともに、必要に応じ畦畔除去による大区画化等の基盤整備を行いながら農用地の流動化や農作業受委託を一層推進し、水田の有効活用と経営の合理化を図ります。

また、兼業化の進行等により当面十分な中核的経営体の確保・育成が困難な地域にあっては、実情に応じて効率的な規模等を前提に集落を基礎とした営農組織の育成と法人化を進めます。

## (3) 園芸地帯

この地帯は、果樹・野菜・花き等多様な品目の産地が形成されています。

今後とも、家族経営体・組織経営体の規模拡大と経営の効率化や新規就農者の確保を図るとともに、遊休施設の活用や、円滑な経営の継承を促進し、産地の維持・拡大に努めます。

また、畜産、稲作等を含めた部門・作目間の補完関係の強化、周辺住民の参画を含めた労働力補完体制などを整え、地域農業の複合化及び経営間・地域内労働力の活用を促進します。

## (4) 山間農村地帯

この地帯は、農業生産条件に恵まれていない地域が多く、経営規模が零細であるほか、農業従事者の減少と高齢化が進み遊休農地が増加するなど、農業構造の脆弱化が進んでいます。

今後は、地域の特色を生かした新規参入等担い手の確保対策の推進や、標高差等の地域の立地条件を生かした特徴ある農業の振興、地域特産物、観光資源等を活用した農産物加工・観光農園・農家民宿等6次産業化による付加価値の高い農業の展開を図ります。

一方、高原野菜の栽培が盛んな真田（菅平）地域においては、意欲ある若手農家も多く、経営農地の確保により規模拡大を図ることが困難な状況にあります。

## 3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積の加速を進めます。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、長野県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組みます。

### 1 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準 その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、インターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図るものとします。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、上田農業農村支援センター、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行います。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農業政策課に設置します。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるよう設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等により農用地の保全等を図ります。市は、地域計画の策定に当たって、上田農業農村支援センター・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施することとします。

### 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進します。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の

観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1から数集落)とするものとします。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から農用地利用改善事業の実施単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとします。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとします。

### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとします。

### (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができるものとします。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定を行います。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告します。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用します。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができますものとしします。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとしします。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定を行います。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者とみなし、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなします。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができます。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとします。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとします。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めます。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、上田農業農村支援センター、農業協同組合、県農業開発公社の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めます。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に推進する上で必要な条件の整備を図ることとします。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓蒙
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託あっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとします。

4 利用権設定等促進事業に関する事項

利用権設定等促進事業は、法改正により、農地中間管理事業との統合が進められるため、農地中間管理機構及び市は円滑な統合に向け調整を進めるとともに、統合までの移行期間中は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則及び以下の項目に沿って、適切な運用を図るものとします。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによります。
  - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
    - （ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
    - （イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
    - （ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
    - （エ） その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。
    - （オ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借

入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農地面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとします。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによります。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとします。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 上田市長への確約書の提出や上田市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとし

ます。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとします。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとします。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとします。

## (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から基本要綱別紙10第1の3に基づき、様式第7号による開発事業計画を提出させるものとします。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進めます。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

## (4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため、必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めます。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとします。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めます。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができます。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合は、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとします。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めます。
- ② 本市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとします。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができます。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等しようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにします。

## (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらの実行する能力があるかについて確認して定めるものとします。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について上田市長に報告しなければならない旨
  - ウ その者が、賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
    - (ア) 農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者
    - (イ) 現状回復の費用の負担者
    - (ウ) 現状回復がなされないときの損害賠償の取決め
    - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
    - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

## (8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)

の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ます。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとします。

#### (9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（5）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（7）の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告します。

#### (10) 公告の効果

本市が（9）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとします。

#### (11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければなりません。

#### (12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めます。

#### (13) 農業委員会への報告

本市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとします。

#### (14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（9）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の

設定を受けた（１）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとします。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとします。

ア（９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を所定の手段により公告します。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借権又は使用貸借は解除されたものとみなします。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとします。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、（公財）長野県農業開発公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとします。

## 5 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

（１）本市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う（公財）長野県農業開発公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図ります。また、農地中間管理事業及び機構集積協力金等関連施策の積極的な活用により、地域及び農業者が十分に利益享受できるよう推進を図ります。円滑な農地の利用調整を行うためには、地域計画の取組みが重要であり、計画の策定、見直しの話し合いを通じて地域における農地中間管理事業の有効な活用を促進します。

(2) 市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供等の事業の協力をを行うものとします。

#### 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組みます。

このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進します。

### 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業基盤強化促進事業の実施に関し、必要な事項について、別に定めるものとします。

附則

1 この基本構想は、平成18年 8月31日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成20年 8月12日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成22年 6月10日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成26年 9月30日から施行する。

附則

1 この基本構想は、令和2年 4月 1日から施行する。

附則

1 この基本構想は、令和5年12月 1日から施行する。

別紙1（第5の4（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、法律第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める用件を備えている場合は、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用の目的とする用途たる公共又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2 (第 5 の 4 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するため利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払い方法	④有益費の返還
<p>1 存続期間は 3 年又は 5 年 (農業者年金制度関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる一定の期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間) とする。ただし、利用権を設定する農地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間から見て 3 年又は 5 年とすることが相当でない認められる場合、その特別な事情があると認められる場合には、3 年又は 5 年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 存続期間は、移転される利用権設定の存続期間とすること</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間、又は残存期間の中途において解約する権利を有しない旨を</p>	<p>1 農地については、農地法第 52 条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の農地について算定される借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1 の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとする場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目の如何を問わず、償還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等 (又は移転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、本市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

定めるものとする。	<p>以外のもの定められている借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成 13 年 3 月 1 日付け 12 経営第 1153 号 農林水産事務次官通知) 第 6 に留意しつつ定めるものとする。</p>		
-----------	--	--	--

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③賃貸の支払方法	④有益費の償還
I の①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②と 3 と同じ。</p>	I の③に同じ。	I の④に同じ。

### Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び受益を目標とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決定の方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労資・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と「貸貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

### Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払い方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）その価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金又は農地保有合理化法人が所有権の移転を行う場合の取扱については、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>